

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、コーポレートガバナンスを経営上の最も重要な課題の一つと位置付け、すべてのステークホルダーに配慮しつつ、経営管理組織・体制を整備し、経営戦略の立案・実行、経営効率の向上、経営監視機能の強化、法令遵守の徹底に取り組んでおります。

なお、当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な指針として「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、当社ウェブサイトに掲載しております。

(コーポレートガバナンス・ガイドライン <http://www.murata.com/ja-jp/about/csr/management/governance> 参照)

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則4-10-1 指名・報酬などに関する独立社外取締役の適切な関与・助言(任意の委員会の設置等)】

指名に関する委員会は設置しておらず、委員会を通して独立社外取締役の関与・助言を得る体制にはなっておりません。独立社外取締役を構成員とする指名諮問委員会を設置し、2016年度から適切な関与・助言を得るよう検討中です。

【補充原則4-11-3 取締役会の実効性の分析・評価】

取締役会全体の実効性についての分析・評価は、現時点では実施できておりません。

新任の取締役・監査役が就任してから一定期間を経過した後、当年度中に分析・評価を実施し、その結果の概要を開示する予定です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

(1) 政策保有に関する方針

市場環境、技術革新の変化の速度が速いエレクトロニクス産業において、企業価値の継続的な向上を図るためには、開発、調達、生産、販売の全てにおいて様々な企業との協力関係が不可欠です。当社では、当社の企業価値の維持・向上に資する相手先との取引関係の維持・強化を図る目的で当該相手先の株式を所有しております。

(2) 政策保有のねらい・合理性

取締役会において、主要な政策保有株式を対象として、そのリスクとリターンを踏まえ、中長期的に当該株式を保有することが、当社の企業価値の維持・向上に資するかどうかの検証を行っております。

(3) 議決権行使の方針

当社は、政策保有株式に係る議決権の行使について、中長期的な視点で当社及び当該企業の企業価値向上に資するか個別に精査したうえで、議案の賛否を判断しております。

【原則1-7 関係当事者間の取引】

取締役の利益相反取引については、会社法に従って取締役会の承認を要するものとし、さらに実施後に取締役会で報告しております。

取締役及び監査役に対して、当社と取締役及び監査役並びにその近親者との取引の有無を確認しております。

また、関連当事者との取引については法令に従って開示しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(i) -a 経営理念

当社は、経営の基本理念を「社是」として制定し、これを役員・従業員全員が共有しており、実践することをめざしております。「社是」は当社ウェブサイトに掲載しております。

(「社是」 <http://www.murata.com/ja-jp/about/company/philosophy> 参照)

(i) -b 経営戦略、経営計画

2016年度－2018年度を対象とした3ヶ年の中期構想をあらためて開示する予定です。

また、機関投資家向けの会社説明会でも説明する予定であり、その資料は当社ウェブサイトに掲載する予定です。

(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

前掲「1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

(iii) 取締役の報酬決定の方針と手続

後掲「II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」を参照ください。

(iv) 取締役・監査役候補の指名の方針と手続

後掲「II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」を参照ください。

(v)取締役・監査役候補の個々の選任・指名についての説明
取締役・監査役候補者については、「株主総会招集ご通知」に略歴を記載しております。
また社外取締役・社外監査役の候補者については、選任理由を記載しております。
(株主総会招集ご通知 <http://www.murata.com/ja-jp/about/ir/meetings> 参照)

【補充原則4-1-1 取締役会の役割、経営陣に対する委任の範囲の明確化】
当社は執行役員制度を導入しており、取締役会は経営方針及び重要な業務執行の意思決定と取締役の職務の執行に対する監督を行うこととし、取締役会規定において取締役会の決議事項・報告事項を定めております。取締役会規定の定めのない事項については、業務執行取締役・執行役員に意思決定を委任しております。
「取締役会規定」では、取締役会決議事項及び報告事項として次に掲げる事項を定めております。

- ＜決議事項＞
- (1)法令及び定款で定められた事項
 - (2)株主総会の決議により取締役会に授権された事項
 - (3)その他経営上の重要な事項
- ＜報告事項＞
- (1)業務執行の状況
 - (2)法令に定められた事項
 - (3)その他取締役会が必要と認めた事項

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】
【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
会社法に定める社外取締役の要件、東京証券取引所の定める独立性基準に加え、当社の独立性基準(独立役員選任基準)に基づき独立社外取締役を2名選任し、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
また、監査役会設置会社として、社外監査役を3名選任しており、いずれも東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
当社の独立役員選任基準の要旨は以下のとおりです。

- (1)当社及び当社の現在の子会社又は過去3年以内に子会社であった会社において、業務執行者でないこと。
- (2)当社の現在の主要株主又はその業務執行者でないこと。
- (3)当社及び当社の現在の子会社において、現在の重要な取引先又は過去3年以内に重要な取引先であった会社等の業務執行者でないこと。
- (4)当社及び当社の現在の子会社から、過去3年以内に年間1,000万円を超える寄付又は助成を受けている組織の業務執行者でないこと。
- (5)当社及び当社の現在の子会社から、取締役又は監査役、執行役員を受け入れている会社又はその子会社、又は過去3年以内に受け入れていた会社又はその子会社の業務執行者でないこと。
- (6)当社とコンサルティングや顧問契約などの重要な取引関係がなく、又は過去に取引関係になかったこと。
- (7)当社の監査法人の業務執行者でないこと。
- (8)当社及び当社の現在の子会社において、取締役・監査役・執行役員の三親等以内の親族でないこと。
- (9)当社の一般株主全体との間で上記(1)から(8)までで考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのない人物であること。

【補充原則4-11-1 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】
後掲「II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」を参照ください。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の他の上場会社の役員兼任状況】
当社の取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けられる方を候補者として選任しており、また現実に振り向けております。
当社の取締役・監査役の重要な兼任状況は、「株主総会招集ご通知」「有価証券報告書」に記載しております。
(株主総会招集ご通知 <http://www.murata.com/ja-jp/about/ir/meetings> 参照、
有価証券報告書 <http://www.murata.com/ja-jp/about/ir/library/financial> 参照)

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】
当社の取締役・監査役は、それぞれの役割・責務を果たすために必要と考えられる知識の習得・確認、更新等の研鑽に努めております。
新任取締役・新任監査役は、それぞれの役割・責務を果たすために必要と考えられる知識の習得・確認のため、就任時に外部研修を受講しております。
当社は、取締役・監査役に対し、コーポレートガバナンス、コンプライアンス、内部統制等に関するトレーニングの機会を提供することとしております。
当社は、社外取締役・社外監査役に対し、取締役会以外にも、当社の事業の状況、経営課題等に関して情報を取得する機会を提供しております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】
後掲「III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況」の「2. IRに関する活動状況」に記載のとおりです。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
JP MORGAN CHASE BANK 380055	18,566,569	8.24
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	10,604,600	4.71
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	8,917,840	3.96
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	7,511,700	3.33

日本生命保険相互会社	7,361,157	3.27
株式会社京都銀行	5,260,023	2.34
明治安田生命保険相互会社	5,240,900	2.33
株式会社滋賀銀行	3,551,058	1.58
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA／NV 10	3,465,960	1.54
CBNY－GOVERNMENT OF NORWAY	3,054,364	1.36

支配株主（親会社を除く）の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明	更新
------	----

- ・当社は、自己株式13,560千株を保有しておりますが、当該株式には議決権がないため上記大株主の状況から除いております。
- ・上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数については、当社として把握することができないため記載しておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社グループには上場子会社があり、上場企業としての自主性・独立性を尊重しております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
吉原 寛章	その他											
重松 崇	他の会社の出身者								○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉原 寛章	○	(適合項目なし)	当社が定める独立役員選任基準を満たしており、グローバル企業への豊富なコンサルティング経験と会計の専門家としての高い見識を当社の経営に活かすため選任いたしました。
重松 崇	○	重松 崇氏が代表取締役会長を務める富士通テン株式会社と当社との間には電子部品等の販売に関する取引関係がありますが、直前事業年度における当社の連結売上高の1%未満であり、当社が定める独立役員選任基準を満たしております。	当社が定める独立役員選任基準を満たしており、経営者としての高い見識と自動車業界での豊富な経験を当社の経営に活かすため選任いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する

任意の委員会の有無 更新	あり
---------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	—	—	—	—	—	—	—	—
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	4	0	2	2	0	0	社内取締役

補足説明 更新

後掲「Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）」を参照ください。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

社外監査役を含む監査役及び監査役会は、監査役監査の実効性を確保するために、内部監査部門（内部監査室）に対し監査役会の監査方針及び監査計画を示すとともに、内部監査室より内部監査計画、実施状況、その他内部監査制度に関する事項について報告を受け、両者の監査の妥当性について協議するなど、内部監査室と定期的かつ緊密な連携をとっております。

独立した組織として内部監査室は、各業務機能を主管する部門（総務・人事・経理部等）とともにリスクを評価し、当社グループの内部統制の有効性について監査を実施しております。

また、会計監査人は社外監査役を含む監査役及び監査役会との定期的な会合を持ち、監査計画や実施状況を報告するなど緊密な連携を取っております。さらに監査役は会計監査人の往査へ同席することにより、効果的な監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
豊田 正和	その他													
中西 倭夫	学者													
西川 和人	その他													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
豊田 正和	○	(適合項目なし)	当社が定める独立役員選任基準を満たしており、経済、国際貿易分野での高い見識と豊富な経験を当社の監査に活かすため選任いたしました。
中西 倭夫	○	(適合項目なし)	当社が定める独立役員選任基準を満たしており、会計の専門家としての高い見識を当社の監査に活かすため選任いたしました。
西川 和人	○	(適合項目なし)	当社が定める独立役員選任基準を満たしており、税務・金融分野の専門家としての高い見識を当社の監査に活かすため選任いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

前掲「I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の「1. 基本的な考え方【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】」、【原則4－9】を参照ください。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

2002年から2005年にかけてストックオプションを4回発行していましたが、2011年7月31日で行使期間が全て終了いたしました。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示
-----------------	-------------

該当項目に関する補足説明

事業報告では、役員に支払った報酬その他の職務執行の対価である財産上の利益の額を取締役及び監査役ごとに区分して、それぞれの総額と員数を開示しております。

また、有価証券報告書では、社外取締役を除く取締役、社外監査役を除く監査役、社外取締役及び社外監査役を合わせた社外役員に区分し、区分ごとに、報酬の総額と報酬等の種類別の総額及び員数を開示しております。

2015年度の報酬等の総額は、取締役(社外取締役を除く)5名に対し294百万円、監査役(社外監査役を除く)2名に対し46百万円、社外役員5名に対し48百万円です。

取締役の報酬限度額は年額600百万円であります。

なお、報酬等の総額が1億円以上である者については、個別の報酬を開示しており、その報酬は以下のとおりです。

村田 恒夫(取締役):報酬等の総額105百万円(内訳 基本報酬 76百万円、賞与 28百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

・役員報酬に関する基本方針

当社の役員報酬は、グローバルな競争力を有する電子機器及び部品メーカーの経営者層に対する報酬としてふさわしいものとし、同業他社と比較しても優秀な人材を確保することができ、業績向上に対する士気や意欲を高め、企業価値の増大に資することのできる制度・水準とすることを基本方針としております。

・取締役の報酬

社内取締役に対する報酬については、月例報酬及び業績連動報酬(役員賞与)から構成し、月例報酬は各取締役別の固定報酬とし、取締役としての固定部分と、各取締役の業務執行部分や職責の重さ、前期業績等を考慮した部分から成るものとしております。業績連動報酬(役員賞与)の総額は、当社の業績に応じて決定し、各取締役への配分は、各々の業績貢献度を考慮し決定しております。

社外取締役に対する報酬については、月例報酬のみとしております。

・監査役の報酬

監査役に対する報酬については、月例報酬のみとし、監査役の協議により個別の固定報酬として決定しております。

併せて、後掲「II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」も参照ください。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対しては総務部が、社外監査役に対しては監査役室スタッフが、その活動を補佐しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社は監査役会設置会社であり、取締役9名(社外取締役2名)、監査役5名(社外監査役3名)の体制となっております。当社は、独立社外監査役を1971年に、独立社外取締役を2001年にそれぞれ初めて招聘し、外部からの視点を確保することで経営の透明性を高め、監査役の監査機能、取締役会の監督機能を強化してきております。

また、執行役員制度を導入し(2000年)、取締役会は本来の機能である経営方針及び重要な業務執行の意思決定と取締役の職務の執行に対する監督を行い、執行役員は日常の業務執行を行う体制をとり、監督機能と業務執行機能の一層の強化を図っております。

また、取締役会、代表取締役の意思決定を補佐する審議機関として、役付取締役及び取締役兼業務執行役員で構成する経営執行会議を設置し、社内規定に定めた経営案件について、審議する体制を敷いております。

監査役会は、監査の方針、監査計画を定め、それらに基づき監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するほか、当社の業務や財産状況の調査により、取締役の職務執行の適法性及び妥当性に関する監査を行っております。なお監査役の中には、財務及び経理業務の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者を含んでおります。

・経営陣幹部・取締役・監査役の報酬決定の方針と手続

取締役及び執行役員ならびに監査役の報酬(役員報酬)の決定に関する客観性、透明性の向上を目的に、社外取締役を含む取締役で構成される報酬諮問委員会を取締役会の諮問機関として設置しております。同委員会は、役員報酬の制度・水準を検討し、取締役会に答申しております。

取締役会は、報酬諮問委員会の答申に基づき取締役及び執行役員の報酬に関する基準を決定しております。

・取締役・監査役候補の指名の方針と手続

【取締役候補者】

執行役員制度を導入し執行と監督を分離することで、取締役会が機能する適正な人数規模となるようにしております。

当社の事業内容、規模、経営環境等を考慮の上、取締役会の機能(経営の基本方針・重要な業務執行の決定及び取締役の職務の執行の監督)の発揮に貢献できる知識・経験と資質を有する人材を、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性に配慮した上で取締役候補者として選任しております。

また、2人以上の社外取締役を選任するものとし、幅広い多様な分野に人材を求め、東京証券取引所及び当社の定める独立性基準を満たす人材を候補者とするよう努めております。

代表取締役社長が候補者を推薦し、取締役会において慎重に審議し、決定しております。

【監査役候補者】

当社の事業内容、規模、経営環境及び監査体制等を考慮の上、公正かつ客観的な立場から取締役の業務執行状況を監査し、経営の健全性及び透明性の向上に貢献できる資質を有し、また経営管理、事業運営に関する豊富な知識・経験を有する人材を監査役候補者として選任しております。

監査役の半数以上は社外監査役を選任するものとし、幅広い多様な分野に人材を求め、東京証券取引所及び当社の定める独立性基準を満たす人材を候補者とするよう努めております。

代表取締役社長が監査役の意見を事前に十分に聞いた上で候補者を推薦し、取締役会による慎重な審議・決議を経て監査役会に提案し、監査役会の同意を得て決定しております。

・その他任意の委員会の設置

会社の業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)の維持並びに継続的改善を図るために内部統制管理委員会を設置するとともに、CSR経営を継続的かつ計画的に推進するためにCSR統括委員会を設置し、コンプライアンス推進委員会、リスク管理委員会等を統括し

ております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

前掲「2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）」に記載のとおりです。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の3週間程度前の発送を基本としており、2015年は6月26日開催に対して、6月2日に発送しております。 また、発送前に、当社ウェブサイト等において和文・英文ともに早期掲載しております。 (2015年は5月26日に掲載)
電磁的方法による議決権の行使	パソコン、スマートフォン及び携帯電話からインターネットに接続して、議決権の行使が可能となっております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家向けに議決権電子行使プラットフォーム(ICJ)に参加しております。 招集通知は、和文・英文ともに、ICJへの掲載を行っております。
招集通知(要約)の英文での提供	英文の招集通知を作成し、和文の招集通知と併せて、東京証券取引所、ICJ及び当社ウェブサイトへの掲載を行っております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	・株主・投資家の皆様をはじめとするステークホルダーに対し、情報を正確かつ公平、適時に開示することを基本とし、当社が上場する証券取引所の適時開示規則に準拠する重要事実情報はもとより、当社の判断により、当社を理解していただくために有効と思われる情報につきましても、タイムリーな情報開示に努めております。 ・ディスクロージャー・ポリシーを制定し、情報開示の方針、方法等について定めております。ディスクロージャー・ポリシーは、当社ウェブサイトに掲載しております。 (http://www.murata.com/ja-jp/about/ir/disclosure 参照)	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	・機関投資家の皆様との対話の機会として、トップマネジメントによる会社説明会を年1回実施し、担当役員による決算説明会を四半期毎に実施しております。 ・機関投資家の皆様との面談につきましては、合理的な範囲で前向きに実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	・機関投資家の皆様との対話の機会として、トップマネジメントによる会社説明会を欧米でも年1回実施しております。 ・機関投資家の皆様との面談につきましては、合理的な範囲で前向きに実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	・会社説明会・決算説明会の資料その他の情報は当社ウェブサイトに掲載することにより、幅広く情報を提供しております。 (http://www.murata.com/ja-jp/about/ir/ 参照)	
IRに関する部署(担当者)の設置	・IR 担当部署: 経理部 (事務連絡責任者: 経理部長 西田 吉宏)	
その他	・個人投資家の皆様との面談は行っておりませんが、機関投資家、マスコミへの積極的な対応を通して、個人株主の皆様への情報提供にもつながるものと考えております。個人投資家の皆様にも当社に興味を持っていただくべく、企業PRの充実やウェブサイトの改善に取り組んでおります。また、個人株主からお電話等によるお問合せ等をいただきました場合は丁寧に対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	CSRレポートを発行し、ステークホルダーとの関係についての当社の考えを述べています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「環境憲章」を制定し、グループ全体の環境方針を定め、実施に努めています。また、「CSR憲章」を制定し、法令の遵守はもとより、高い企業倫理観にもとづき、透明性の高いガバナンス、人権尊重、安全衛生、社会貢献、環境保全などに取り組むことにより、社会から信頼される企業であり続けることを目的として、CSR経営を推進しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ディスクロージャー・ポリシーを制定し、情報開示の方針、方法等について定めています。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、コーポレート・ガバナンスに関し、経営上の最も重要な課題の一つとして位置付け、会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備に関する基本方針を、取締役会において以下のとおり定めております。

これに基づき、すべてのステークホルダーに配慮しつつ、経営管理組織・体制を整備し、経営効率の向上、経営監視機能の強化、法令遵守の徹底に取り組んでおります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 社外取締役を選任し、取締役会の業務執行の決定及び取締役の職務の執行の監督機能を強化します。
- (2) 内部統制システムの整備状況と運用状況を評価する委員会組織を設置し、内部統制システムの維持並びに継続的改善を図ります。
- (3) 企業の社会的責任を果たすため、コンプライアンス、リスク管理、環境等に関わる各種の委員会組織を設置するとともに、これら組織を統括する委員会組織を設置し、整合性の取れた当社グループのCSR経営を継続的かつ計画的に推進します。
- (4) CSR活動の推進を担当する組織を設置します。当該組織は、CSRに関わる委員会組織と連携し、CSRの社内への浸透と社外への一元的対応を行います。
- (5) 取締役、執行役員及び使用人が法令及び定款に従い、より高い倫理観に基づいて事業活動を行うため、企業倫理規範・行動指針及びコンプライアンスに関する規定を制定し、周知徹底するとともに、制度の整備及び遂行を図ります。
- (6) コンプライアンスに関する問題を適切に処理するため、通報受付窓口を社内・社外に設置するとともに、通報者に不利益が生じないよう措置を講じます。
- (7) 反社会的な活動や勢力には毅然として対応し一切関係を持たないこと、反社会的勢力等から不当な要求を受けた場合には金銭等による解決を図らないことを企業倫理規範・行動指針に明記し、当該規範・指針に基づき適切に対応します。
- (8) 独立した内部監査部門を設置し、内部統制システムの有効性を評価・モニタリングします。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役会等の議事録、稟議書その他の取締役の職務の執行に係る重要な文書は、所定の社内規定に基づき、保存し、取締役及び監査役が適宜閲覧できるようにします。
- (2) 文書の保存及び管理に関する基本的な事項を社内規定に定め、前号に掲げる文書を適切に保存及び管理します。
- (3) 会社情報の適時開示の必要性及び開示内容を審議する会議体を設置し、会社情報を適時適切に開示します。

3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- (1) リスク管理に関する規定を定め、各業務機能を主管する部門がリスク管理を行います。
- (2) リスク管理に関する委員会組織において、当社グループのリスク管理体制及び運用状況の審議を行います。また、重要なリスクへの対応を評価し、当社グループの活動を推進します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 長中期の方針、並びにこれに基づく単年度の方針、予算及び実行計画を策定し、それらの進捗管理及び達成状況の確認を行います。
- (2) 執行役員制度を導入し、経営方針及び重要な業務執行の意思決定と日常の業務執行とを区分することで、監督機能と業務執行機能を強化します。
- (3) 適正な意思決定を行うため、所定の社内規定に定めた事項に関する決裁は、IT（情報技術）を活用した稟議手続により関係する取締役、執行役員、重要な使用人の審議を経て行うこととします。
- (4) 取締役会、代表取締役の意思決定を補佐する審議機関として、役付取締役及び取締役兼業務執行役員で構成する経営執行会議を設置します。経営執行会議は、所定の社内規定に定めた事項について、審議し、また報告を受けることとします。
- (5) 業務執行の状況に関する各種の情報を、定期的にあるいは随時、関係する取締役、執行役員及び使用人に提供し、共有する仕組みを、ITを活用して構築します。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループにおいて、経営の基本理念としての社是を共有するとともに、企業倫理規範・行動指針及びコンプライアンスに関する規定を周知徹底します。
- (2) 当社グループにおいて、意思決定に関する規定及び手続を定めます。これらに基づき子会社と、子会社の事業運営について協議し、また、当社グループの事業運営に関する各種情報を共有します。
- (3) 当社の各業務機能を主管する部門は、当社グループにおける業務が適正かつ効率的に行われるよう各業務の枠組み、処理手続、判断基準を定めるとともに、子会社に対し、必要に応じて適切な指導を行います。
- (4) 内部監査部門は、当社グループにおける業務が法令、社内規定等に基づいて、適正かつ効率的に行われていることを評価・モニタリングします。
- (5) 子会社の取締役、執行役員及び使用人は、本項(2)号乃至(4)号に定める事項、その他職務の執行に関する事項を当社に報告することとします。
- (6) 各子会社が、それぞれの事業内容・規模に応じて適切な内部統制システムを整備、運用するよう指導します。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役のその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1)監査役の職務を補助するため監査役室を設置し、相当数の専任の使用人を配置します。
- (2)監査役室の使用人は、取締役の指揮・命令を受けないこととします。また監査役室の使用人の人事に関する事項について、取締役は監査役と協議し、同意を得ることとします。

7. 監査役への報告に関する体制及び報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1)取締役、執行役員及び使用人は、監査役に対して、経営執行会議等の議事録・資料、当社グループの稟議書、業績等の定期報告文書を提出し、また、当社グループにおける企業倫理規範・行動指針に違反する恐れのある事実、リスク及びリスク管理の状況、内部通報の状況と通報内容、並びに外部公的機関等による監査の結果について報告します。
- (2)取締役、執行役員及び使用人は、監査役に対して、当社グループの業務執行に関し、法令及び定款、企業倫理規範・行動指針その他の社内規定に違反または当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合には、直ちに報告します。
- (3)子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人が、当社グループの業務執行に関し、法令及び定款、企業倫理規範・行動指針その他の社内規定に違反または当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合には、これらの者またはこれらの者から報告を受けた者は、監査役に対して報告します。
- (4)前各号のほか、取締役、執行役員及び使用人は、監査役の求めがあるときは、随時求められた文書等の提出あるいは報告を行います。
- (5)前各号について、報告をした者に対して当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをしないこととします。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1)取締役は監査役が重要会議に出席できる環境を整備します。
- (2)取締役及び使用人は監査役会が毎年策定する「監査計画」に従い、実効性ある監査が実施できるよう協力します。
- (3)取締役及び使用人は、監査役が弁護士、会計監査人に対し、意見聴取する際には、監査役の求めに応じ、協力します。
- (4)監査役の職務の執行について生ずる費用等については当社が負担します。
- (5)取締役及び使用人は監査役と会計監査人との連携に際し、監査役の求めに応じ、協力します。
- (6)内部監査部門は監査役との連携に努めます。
- (7)代表取締役等は監査役と定期的に会合を持ち、情報交換に努めます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では「企業倫理規範・行動指針」において、「反社会的な活動や勢力に対して毅然とした態度で臨み、金銭等による解決ははからないこと」を約束し、「お取引のしおり」においては、「仕入先様へも反社会的勢力と関係のある企業とは取引をしないことを求め」、当社のみならず仕入先様含めたサプライチェーンにおいて社会的責任を果たしていく姿勢を明確にしています。

また、この反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止する観点から、社内での対応部門を総務部とし、組織全体で対応する体制を整えております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

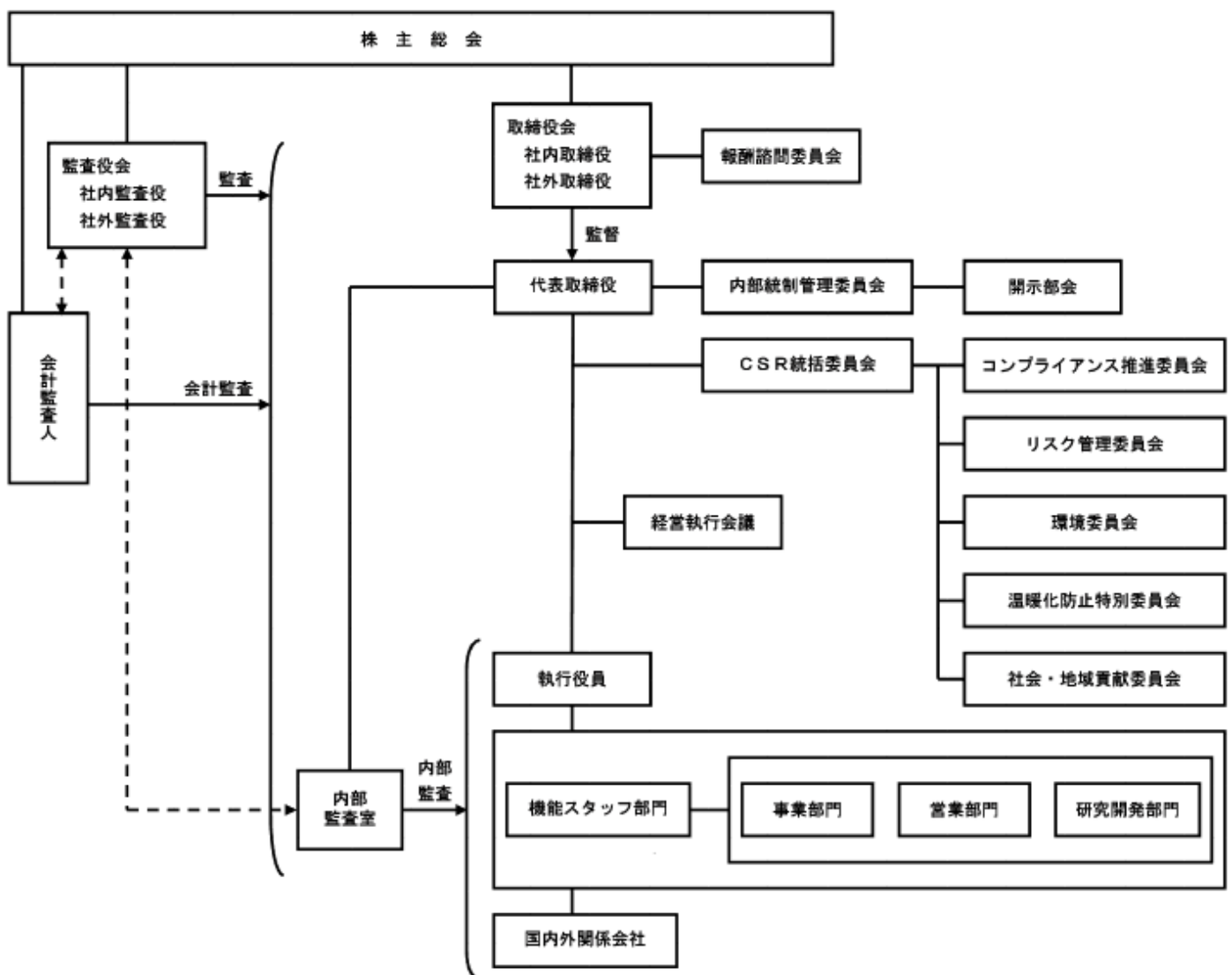
該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当事項はありません。

【参考資料: 模式図】

業務執行・監視及び内部統制の仕組み



【参考資料: 模式図】

適時開示体制の概要

